

## ひとり親家庭等医療費助成制度 所得制限について

所得制限限度額 令和6年11月以降

扶養親族数	父母または養育者	孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者※
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,220,000円	3,500,000円
4人	3,600,000円	3,880,000円
5人	3,980,000円	4,260,000円

※扶養義務者とは、受給資格者と同居または生計を同じくする直系血族(本人から見て、曾祖父母、祖父母、父母、子ども、孫)と兄弟姉妹を言います。

※扶養義務者の前年の所得が限度額よりも多い場合には本人の所得にかかわらず対象外となります。

### <所得の確認方法>

#### ●給与所得又は公的年金所得がある場合

所得額 + 養育費の8割 - 10万円(給与控除又は年金控除) - 8万円 - 諸控除<sup>※1,2</sup>

例) 給与所得(公的年金所得)があり所得額が132万円、養育費が年間で48万円(月4万円)の場合

132万円(所得額) + 48万円 × 0.8(養育費) - 10万円(給与控除又は年金控除) - 8万円 = 152.4万円

#### ●給与所得又は公的年金所得以外の所得の場合

所得額 + 養育費の8割 - 8万円 - 諸控除<sup>※1,2</sup>

#### ※1 諸控除の額

障害者控除 27万円、特別障害者控除 40万円、勤労学生控除 27万円、

小規模企業共済等掛金控除(地方税法で控除された額)

配偶者特別控除(地方税法で控除された額)

医療費控除等(地方税法で控除された額)

#### ※2 養育者及び扶養義務者の諸控除の額

上記※1、寡婦控除 27万円、ひとり親親控除 35万円

◎所得額は、源泉徴収票に記載されている「給与所得控除額の金額」または確定申告書の控えに記載されている「所得金額等の合計」をご参照ください。

所得等の要件を審査した結果、助成を受けられない場合もありますのでご了承ください。